

デジタルで変わるみんなのさがみはら条例をここに公布する。

令和7年3月26日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第5号

デジタルで変わるみんなのさがみはら条例

デジタル技術は日々進展し、生活の利便性の向上はもとより、社会における課題を解決する手段として、様々な可能性が高まっています。

他方で、日本全体で人口減少及び少子高齢化が進行し、労働力の不足、社会及び産業の基盤となる施設及び設備の維持が困難になるなどの課題が顕在化しており、本市においても同様の課題による影響が懸念されていることから、人口減少及び少子高齢化に対応した持続可能で暮らしやすいまちへ変革する必要があります。

このような状況を踏まえ、デジタル技術の活用によりもたらされる利便性は全ての市民等が享受し得る利益であるとの基本的な認識の下、市及び市民等がそれぞれの責務又は役割を担いながら一体となって、デジタル技術を効果的に活用し変革に取り組むため、市民等のデジタル技術に関する理解と関心を深めるとともに、誰もがデジタル技術の活用による利便性を享受できる環境を整備する必要があります。

また、デジタル技術の恵沢により地域における課題を解決することを通じ、シビックプライド(さがみはらみんなのシビックプライド条例(令和3年相模原市条例第3号)第2条第1号に規定するシビックプライドをいいます。)が高まり、本市が多くの人に選ばれるまちになることは、本市の発展のために重要です。

地域を構成する全ての人が、デジタル技術の効果的な活用による変革を推進するに当たっての基本理念を共有するとともに、それぞれの役割を担い、生活の利便性の向上を図り、もって時間と心にゆとりを持ち自分らしく幸せに暮らせる社会の実現に寄与するため、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、デジタル・トランスフォーメーションの推進についての基本理念を定めるとともに、市の責務及び市民等の役割を明らかにし、デジタル・ト

ランスフォーメーションを総合的かつ計画的に推進することにより、市民等の生活の利便性の向上を図り、もって時間と心にゆとりを持ち自分らしく幸せに暮らせる社会の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) デジタル・トランスフォーメーション データ及びデジタル技術の効果的な活用により、地域における課題を解決し、生活の利便性が向上するよう変革することをいいます。
- (2) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する人又は市内の事業者をいいます。

(基本理念)

第3条 デジタル・トランスフォーメーションの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

- (1) 誰一人取り残さないことを前提とし、全ての市民等がデジタル技術の恵沢を享受できること。
- (2) 市及び市民等の多様な主体が連携し、及び協力しながら、デジタル技術の効果的な活用による変革に取り組むこと。
- (3) デジタル技術の進展、社会情勢の変化等に応じ、地域における解決すべき課題が変化することを踏まえ、デジタル・トランスフォーメーションの推進に継続的に取り組むこと。
- (4) 個人情報及び個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性を確保すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、第1条の目的を達成するための施策を効果的かつ計画的に推進するものとします。

- 2 市は、データ及びデジタル技術を活用することによる成果その他の合理的根拠に基づいて前項の施策を決定するものとします。
- 3 市は、本市においてデジタル技術を活用し、又は提供する人又は事業者に対し、第1項の施策を発信し、デジタル・トランスフォーメーションの推進に向けた協力を広く求めるものとします。

- 4 市は、第1項の施策を効果的かつ計画的に推進するための体制を整備するもの
とします。
- 5 市は、前条の基本理念にのっとり、デジタル・トランスフォーメーションを推
進するための必要な知識及び技術を有する市の職員を育成するもの
とします。
- 6 全市一丸となってデジタル・トランスフォーメーションの推進に取り組むため、
市の職員一人一人が自ら率先して行動するもの
とします。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、第3条の基本理念にのっとり、デジタル技術の活用に関する理
解と関心を深めるとともに、自らがデジタル技術の恵沢を享受するため、前条第
1項の施策に協力するよう努めるもの
とします。

2 市民等は、デジタル技術を活用した市の行政サービスの改善に向けた情報を提
供するなど、デジタル・トランスフォーメーションの推進に向けて協力するよう
努めるもの
とします。

3 市民等は、全ての市民等がデジタル技術の恵沢を享受できるよう、デジタル技
術に関する知識を共有するなど、相互の連携に努めるもの
とします。

(計画)

第6条 市長は、第4条第1項の施策を効果的かつ計画的に推進するための計画
(以下「計画」といいます。)を策定するもの
とします。

2 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するもの
と
します。

3 市長は、計画に定めた施策の実施状況等について公表し、必要な措置を講ずる
もの
と
します。

(条例の見直し)

第7条 この条例は、デジタル技術の進展状況等を勘案し、第1条の目的の達成状
況等を評価した上で、必要に応じて見直すもの
と
します。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。